

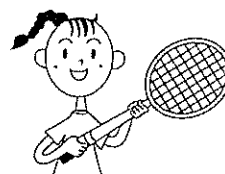
広報

九度山

お知らせ版 2008.4

町内のスポーツクラブに入ろう！

町内にあるスポーツクラブをご紹介します。
各スポーツクラブに入部を希望される方は、各団体の
代表者へお問い合わせください。



団体名	練習日・練習場所	対象	連絡先
九度山キッカーズ (サッカー)	土曜[14:00～ 町民総合運動場] 日曜[9:00～ 九度山小学校]	小学生	阪本博幸(☎54-3975)
九度山学童軟式野球クラブ	土曜[13:30～ 九度山小学校]	小学生	松谷 太(☎54-3765)
九度山シスターズ (ソフトボール)	土曜[9:00～ 町民総合運動場] 日曜[9:00～ 町民総合運動場]	小学生 (女子)	丹羽俊之(☎54-2254)
九度山Jr.ソフトテニス クラブ	水曜[18:30～ 町民テニスコート] 土曜[13:00～ 町民テニスコート]	小学生	藤井栄一(☎54-3641)
九度山ソフトテニスクラブ	土曜[18:00～ 町民テニスコート]	一般	萱野光一(☎54-9220)
九度山Jr.バドミントンクラブ	土曜[19:00～ 河根中学校体育館]	小中学生	三浦多代(☎54-3861)
九度山バドミントンクラブ	木曜[20:00～ 町民体育館] 日曜[20:00～ 町民体育館]	一般	平岡充好(☎54-4657)
九度山バレーボールクラブ	火曜[20:00～ 九度山中学校体育館] 土曜[20:00～ 九度山中学校体育館]	一般	辻久美子(☎54-4217)
レッツ (ソフトバレー)	金曜[20:00～ 古沢小学校体育館]	一般	下坊こずえ(☎54-3628)
九度山剣道クラブ	火曜[19:00～ 町民武道館] 金曜[19:00～ 九度山中学校体育館]	小中学生	相奈良全孝(☎54-4140)
九度山柔道クラブ	水曜[19:00～ 町民武道館] 土曜[18:30～ 町民武道館]	幼児、小中 学生、一般	海堀浩幸(☎54-2308)
九度山空手道クラブ	木曜[19:00～ 町民武道館] 金曜[19:30～ 町民武道館]	幼稚園 年長以上	海堀光昭(☎54-3669)
日本拳法九度山支部	土曜[19:00～ 町民武道館]	小中学生、一般	山本恵造(☎54-2250)
九度山町ゲートボール協会	第3水曜[13:00～ 旭ゲートボール場]	一般	田中 登(☎54-2338)

※九度山町体育協会に所属されている団体のみ紹介しています。(連絡先は敬称略)

③九度山町シルバータクシーチケット助成事業

九度山町の公共交通機関のない地域、また高齢者などの交通弱者の利便性の向上を図るため、平成19年度から実施しております標記助成事業を引き続き、試行事業として下記の対象地区を限定に、タクシーチケット（一部助成）を配布します。

- 対象地区 西島、笠木、繁野第一、繁野第二、河根峠、硯水、丹生川一、丹生川二、丹生川三、田摩、市平、北又、久保、柿平、野平、東郷、日の出
- 対象者 ①上記対象地区のひとり暮らしの高齢者（満75歳以上の方）
②上記対象地区の高齢者世帯（満75歳以上で構成される世帯）
③民生委員の副申により、町長が特に必要と認める方
- 助成額 助成額は乗車1回につき、「地域別定額料金表」に定めた額となり、1年間に24枚を一括して配布します。
- 手続き 対象者①②に対し、申請書を後日郵送します。③については、民生委員にお願いして、配布いただきます。
- 問い合わせ 企画室（☎54-2019）



④第3子以降に係る妊婦健康診査の助成制度

少子化の中で積極的に第3子以上を生き育てようとする世帯の経済的な負担を軽減するため、町では第3子以降に係る妊婦健康診査費の助成を行っています。

- 助成内容 医療機関または助産所に支払った額を助成します。【上限額あり】
 - 申請期日 出産後（死産または流産の場合はその時以後）に申請書（領収書・支払証明書等、添付書類要）を母子手帳が交付された日の1年後の日が属する年度終了までに提出してください。
- ※その他、詳しくは住民課（☎54-2019）までお問い合わせください。

⑤一般不妊治療費助成制度

不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減するため、町では不妊治療費に対する助成制度を実施しています。

- 助成内容 1年度あたり3万円を限度に、連続する2年間助成します。
 - 対象となる治療 体外受精及び顕微授精を除く不妊治療（治療の一環として行われる検査のほか、治療開始前に行った不妊原因を調べるための検査も含まれます）
 - 申請期日 申請書（領収書・受診等証明書等、添付書類要）を治療の受けた日の属する年度内に提出してください。ただし当該年度分の治療が3月までである場合は、翌年度の4月末までの申請が可能です。
- ※その他、詳しくは住民課（☎54-2019）までお問い合わせください。

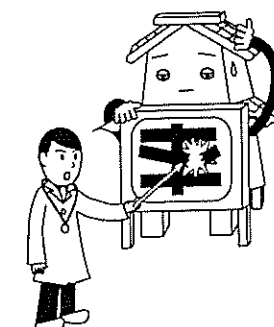
補助金 制度をご活用ください

町には、町民の皆さんに活用していただける補助金制度がいくつかあります。そこで今月号では、これらの補助金制度の一部をご紹介します。

①木造住宅の無料耐震診断

県内で統一された診断方法により、和歌山県木造住宅耐震診断士が、木造住宅の無料耐震診断を行います。

- 対象となる住宅 次の項目全てに該当する住宅が無料診断の対象となります。
 - 町内に所在する一般木造住宅で、延べ床面積の半分以上を住居として使用しているもの
 - 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
 - 地上階数が2階以下で、延べ床面積が200㎡以下の住宅
 - 木造の在来工法（軸組工法・伝統的工法）の住宅
- 募集戸数 10戸（定数を超える場合は抽選）
- 申込方法 「九度山町木造住宅耐震診断申込書」（水・土整備課に用意しています）に居住を証明できるもの（保険証等の写し又は住民票など）、建物の登記書類がある場合は写し及び町税の未納がないことを確認のうえ、水・土整備課へお申し込みください。
- 受付期間 5月1日～12月26日
- 問い合わせ 水・土整備課（☎54-2019）



②木造住宅の耐震改修工事補助

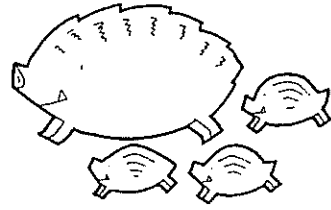
町の行っている木造住宅耐震診断、又は和歌山県木造住宅耐震診断士による診断の結果、総合評価0.7未満（倒壊の危険あり）と判定された木造の個人住宅に対し、改修工事及びそれに伴う計画策定（設計）費用の一部を補助します。

- ただし、平成21年2月末日までに工事が完了し、水・土整備課へ工事完了報告書を提出できるものに限りです。
- 募集戸数 2戸（定数を超える場合は抽選）
 - 申込方法 事前協議が必要ですので、まずは水・土整備課までお問い合わせください。
 - 受付期間 5月1日～12月26日
 - 問い合わせ 水・土整備課（☎54-2019）

⑧農作物鳥獣害防止対策補助金

イノシシによる農作物の被害を防止するため、一戸で行う電気柵、防護柵の施設設置の補助を行います。

- 補助金の額 予算の範囲内で、施設設置に係る資材費の3分の1以内。ただし、3万円を限度とし予算の範囲内（約10件程度）とします。事前着工は補助対象外。
- 受付期間 10月31日まで
- 問合せ・申込先 産業振興課（☎54-2019）



⑨遊休農地解消支援事業及び農地長期活用支援事業

遊休農地解消支援事業は、現在耕作されていない農地を農用地利用集積計画により農地を借り受け（利用権設定3年以上）、遊休農地を解消し農業をしようとする方に、予算の範囲内で奨励金が交付される事業です。

また、農地長期活用支援事業は、農用地利用集積計画により農地を借り受け（利用権設定6年以上）、樹園地及び永年生作物を生産し農業をしようとする方に、予算の範囲内で奨励金が交付される事業を言います。

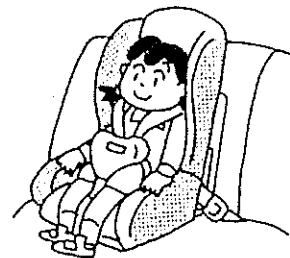
支援を受けるには様々な要件がありますが、詳細につきましては、平成20年4月18日（金）までに産業振興課農政係（☎54-2019）までお問い合わせください。



⑩チャイルドシート購入補助金

町では、満6歳未満の乳幼児のためにチャイルドシートを購入された保護者の方を対象に、チャイルドシート購入補助制度を設けています。

- 補助金の額 購入費の2分の1（上限15,000円）
- 申請に必要なもの 領収書、品質保証書、印鑑（認印で可）
- 問い合わせ・申込先 総務課（☎54-2019）



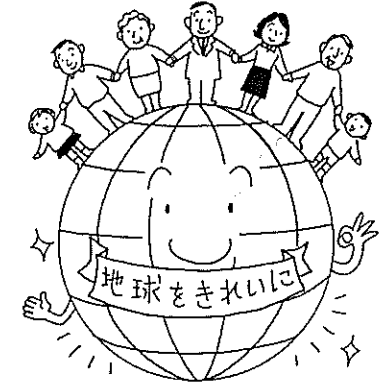
※この他にも、町にはさまざまな補助制度があります。

これらの情報は今後、広報等で町民の皆さんに随時お知らせしていきます。

⑥生ごみ処理機器購入費補助金

平成20年4月1日以降に生ごみ処理機器を購入される方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内の補助となります。

- 補助予定数
・コンポスト10台 ・電気式処理機20台
- 補助金の額
・コンポスト
【補助金額】1個当たり3,000円を限度
【補助個数】一世帯1個まで
・電気式処理機
【補助金額】1台当たり30,000円を限度とし、購入額の1/2
【補助台数】一世帯1台まで
- 補助対象
本町に住所を有し、かつ居住されている方で、生ごみの減量や堆肥として活用するなど、資源化に協力していただける方
※本体のみ補助対象（消費税、配達料などは補助対象外）
※100円未満は切り捨て
- 申請に必要なもの
・領収書（購入した処理機器の名称、型式、購入者の氏名及び購入日が明記されているもの）、電気式処理機については保証書の写しを添付すること
・農協、銀行の振込先の通帳、またはそのコピー
・印鑑（認め印で可）
※申請書は住民課にあります。
- 問合せ・申込先 住民課（☎54-2019）



⑦合併処理浄化槽設置補助金

生活雑排水による河川、水路等の水質の汚染を防止し、健康で快適な生活環境を確保するため、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂の水等）を合わせて処理する合併処理浄化槽を設置する家庭に補助制度を設けています。

ただし、浄化槽の機種及び申込が多数の場合は補助できないことがありますので、事前に住民課までお問い合わせください。

- 補助対象区域 公共下水道及び農業集落排水事業の整備（計画）区域外地域
- 対象となる方 平成20年4月1日から11月30日までに申請し、平成21年2月28日までの間に、合併処理浄化槽の設置工事を完了できる方。
- 補助金の額
・5人槽【33万2千円】 ・6～7人槽【41万4千円】
・8～10人槽【54万8千円】
- 問合せ・申込先 住民課（☎54-2019）

○特別徴収されない場合には7月に保険税納税通知書をお送りします。
 なお、その際は通知書とともにお送りする納付書や口座振替等の方法により、保険税を納めていただくことになります。

2. 75歳以上の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った場合、国保税が軽減されます

○平成20年4月以降75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。それに伴って、国民健康保険に引き続き加入する方の保険税負担が急に増えることのないように、国保被保険者の保険税については、次のような軽減を受けることができます。

<例>

夫婦2人(夫76歳、妻72歳)で国民健康保険に加入していた世帯が、平成20年4月より、夫が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、妻は引き続き国民健康保険に加入している場合

①所得の低い方の国民健康保険の軽減について

保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

②世帯割で賦課される国民健康保険税の軽減について

国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯割で賦課される保険税が半額になります。

○75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳~74歳)が国民健康保険に加入する場合

<例>

夫婦2人世帯で、夫(75歳以上)が会社の健康保険に加入していた場合、平成20年4月以降、夫は健康保険から後期高齢者医療制度に移ることになります。そのため、今まで保険料を負担していなかった妻は、国民健康保険に加入すると保険税を負担することになります。そこで、被扶養者であった方(65歳~74歳に限る)については、役場の窓口申請いただければ2年間、国民健康保険税のうち被保険者1人あたりで賦課される保険税が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には世帯別で賦課される保険税も半額になります。

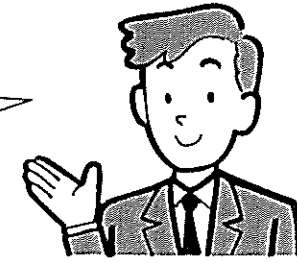
3. 国保税の普通徴収の納期が変わります

○仮算定を廃止し、7月に本算定により国民健康保険税を計算します。

○平成20年度より国民健康保険税の納期限が7月より毎月末、年9回に変更します。
 (月末が休日の場合は翌月の初日。12月は25日)

○納付書は7月に9回分をまとめて送付しますので、それぞれの納期限までに納付してください。

4月から、納付方法や手続きが次のようになります。



1 国保税について

1. 65歳~74歳の世帯主の方は

国保税が年金から天引き(特別徴収)されます

国民健康保険では、65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年額18万円以上の年金を受給されている方を対象に、平成20年4月に支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めて頂くこと(特別徴収)になります。

これにより自ら金融機関等に出向いていただく必要がなくなります。

○特別徴収の対象となるのは、次の①~③のすべてに該当される方です。

①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。

・世帯主の方が、会社の健康保険や共済組合の加入者である場合や75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は特別徴収の対象になりません。

②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65~74歳であること。

・同じ世帯に65歳未満の国民健康保険の被保険者の方がいる場合は特別徴収の対象にはなりません。逆に同じ世帯の65歳未満の方全員が会社の健康保険や共済組合の加入者である場合は対象になります。

・同じ世帯に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者が世帯主となっていない場合

<例>

夫婦2人世帯で、世帯主が75歳未満の場合(夫74歳(世帯主)・妻76歳)、夫の国民健康保険税は特別徴収の対象になります。妻は別途、後期高齢者医療制度の保険料が自分の年金から特別徴収されることがあります。

③国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

○年金から国民健康保険税が徴収される方には、平成20年4月上旬に、特別徴収の開始をお知らせする通知書(仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書)・支払額に関する通知書をお送りします。

民芸和風展

国内外の民芸和風を一堂に展示した、「民芸和風展」が紙遊苑で開催されます。

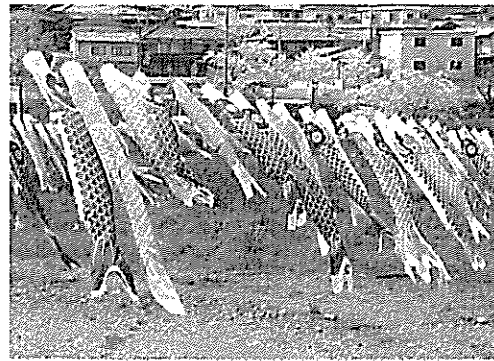
- 日時 4月29日(火)～5月6日(火)
午前9時～午後4時30分
- 場所 紙遊苑企画展示室



こいのぼりの丹生川渡し

今年も、子どもたちの健やかな成長を願う「こいのぼりの丹生川渡し」が催されます。

- 期間 4月6日(日)～5月10日(日)
- 場所 紀の川と丹生川合流地点



4月6日(日)～15日(火)

春の全国交通安全運動

平成20年春の全国交通安全運動が、4月6日から15日までの10日間、全国一斉に実施されます。

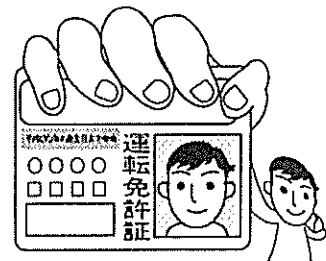
重点目標

- ◇飲酒運転の根絶
- ◇全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底
- ◇自転車の安全利用の推進



戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになります

戸籍窓口では、平成20年5月1日から運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの本人確認書類が必要になります。



2 対象年齢について

1. 平成20年4月から、現行の退職者医療制度は、対象年齢が **65歳未満** に変更されます

○国民健康保険にご加入の方は、一般被保険者と退職被保険者に分かれています。退職者医療制度が平成26年度に廃止されるに伴い、経過措置として平成26年度末(平成27年3月末)までに退職被保険者となった方とその被扶養者は、平成27年度以降も、退職被保険者が65歳になるまではそのまま退職者医療制度で医療を受けることになります。

3 保険証について

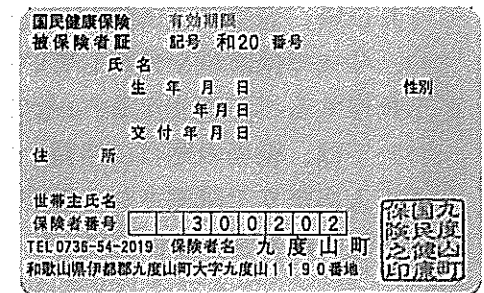
1. 国民健康保険証の更新

国民健康保険被保険者証の有効期限が3月31日で切れましたので、新しい保険証(一般の方は**クリーム色**、**退**の方は**浅黄色**)を郵送しました。

今年度から保険証は世帯単位ではなく個人ごとの**カード形式**となっておりますのでご注意ください。使い方は今までの保険証と同じです。保険証の氏名など記載事項に間違いがないかを確認してください。間違いがある場合や、4月初旬に届かない場合は、住民課国民健康保険係(☎54-2019)までお知らせください。

今回の書き替えにより**退**の保険証の対象年齢が引き下げられ65歳未満の方のみとなります。65歳以上で**退**の保険証をお持ちだった方は、一般の保険証に書き換えしています。

※医療機関での一部負担金、保険税の額などについては今までと同額です。



2. 70歳～74歳の国民健康保険の加入者の方へ

70歳～74歳の国民健康保険加入者の方は、保険証とは別に高齢受給者証をお持ちですが、その有効期限が3月31日で切れましたので、保険証といっしょに7月31日までの新しい高齢受給者証を郵送しました。氏名など記載事項に間違いがないかを確認してください。8月1日からの分につきましては平成19年度所得が確定し、再判定(1割または3割)を行ってから7月末に郵送します。

地籍調査で

土地の所在を明確に！

昭和60年度から始まった地籍調査事業は、23年目を迎えました。地籍調査は、一筆ごとの土地の地番・地目・面積・所有者・境界等を調査し、現在の測量技術で測量するものです。皆さんの土地の権利を守るためにも、この調査にご協力をお願いします。

本年度の調査区域は

平成20年度の調査区域は下図のとおり、大字下古沢・中古沢・上古沢・北又の各一部地内です。

また、昨年度に現地調査を行った各一部地区についても面積測定や地籍簿案等の作成を行い、調査完了を目指してまいります。

調査者からのお願い

①一筆地調査は、必ずお立ち会いください。

地籍調査の中で、各筆ごとに現地地番・筆界等を確認する一筆地調査は特に重要ですので、必ずお立ち会いください。日時は、調査区域ごとに所有者の皆さんに通知します。（不立会の場合は筆界未定地となり、今後各個人の負担で測量及び登記手続きをして頂くこととなります）

②事前に筆界杭を打ってください。

一筆地調査に先立って、隣接者と筆界を確認の上必ず筆界杭を打ってください。筆界杭の配布箇所は、後

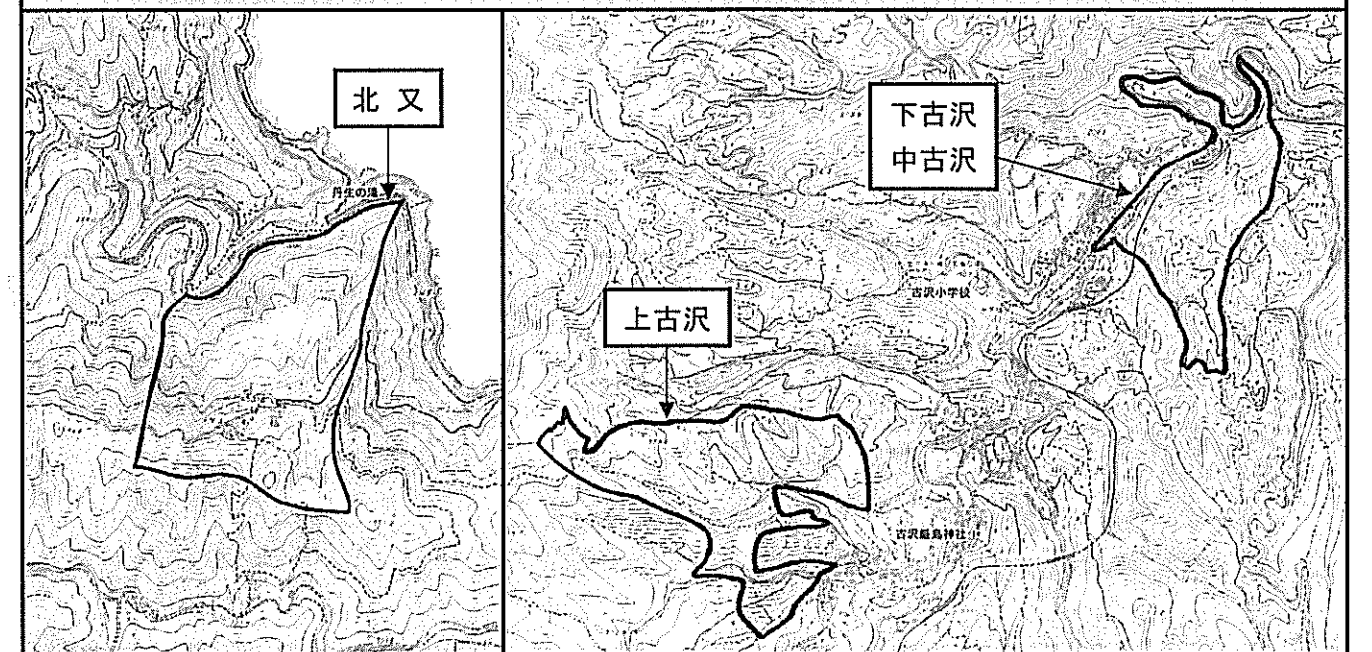
日説明会でご案内します。
【使用する杭の種類】
黄杭………官民界
赤杭………民々界
白杭………測量の基準杭
（※白杭は、筆界を示す杭ではありません。）

③筆界付近の雑木、雑草等は刈り払ってください。筆界付近に生い茂っている雑木・雑草等は、調査時間を無駄に費やすばかりか正確な測量ができませんので、必ず刈り払って下さい。

④絶対に杭を動かさないでください。

杭は、一本一本重要な意味を持っています。自分勝手に移動したり、抜いたりしますと、後に測量ができなかったり、紛争に発展したりするので、このようなことのないようお願いいたします。

平成20年度の地籍調査区域



「くどやま教育協議会」の委員を募集！

「くどやま教育協議会」の委員を募集します。

この協議会は、本町における将来を見据えた教育の在り方について様々な角度から協議していただき、よりよい教育の推進に生かすことを目的として設置しています。

委員は、PTA（育友会）など社会教育関係団体の代表者、教育機関などの教育関係者、並びに、民間の産業・経済関係者、一般町民の方等により構成します。

つきましては、下記の要領により募集します。

■募集要件

- ・町内に住所を有する方、または勤務している方（ただし、国・地方公共団体の議員及び職員、並びに九度山町教育委員会の他の協議会等の構成員は除く）
- ・年数回開催される会議に出席できる方（任期は1年）
- ・満年齢20歳以上の方（平成20年4月1日現在）
- ・本町の教育推進に建設的な意見を持たれている方

■募集人員 3名

■応募締切 4月16日（水）

■選考方法 書類審査のうえ、面接を行います。書類審査及び面接の日時については、本人に通知します。

■応募方法 所定の申込書（申込書は教育委員会にあります）を提出してください。

■申込書請求先及び問い合わせ先 九度山町教育委員会（☎54-2019）



開放保育・育児相談のご案内

★参加者募集★

授乳・離乳食・健康などなど…気軽に保育所に遊びに来ませんか？

少しずつお友達が増え、子どもたちはもちろん

お家の人も楽しく参加してくれています。（^.^）



1. 対象者 6ヵ月～3歳児親子
2. 日時 毎週火曜日（変更する場合があります）
午前9時30分～午前11時
3. 場所 九度山保育所
4. その他 一年間を通じて登録したいと思いますので、参加される方は九度山保育所まで申し込んでください。申込用紙は九度山保育所にあります。
☆なお、4月は第3火曜日からはじまります。
5. 連絡先 九度山保育所（☎54-9053）

国民年金だより

①学生の皆さん、学生納付特例制度をご存じですか？

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。学生であっても保険料の納付義務があります。国民年金保険料をきちんと納付することは、老後の年金受給権を確保するだけでなく、今、在学中に病気やケガにより障害の状態になったとき、障害基礎年金を受給するための備えとなります。

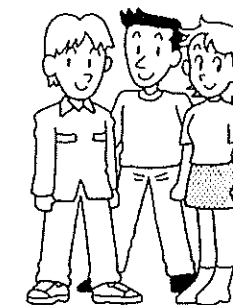
一般に学生は、収入がないかその額が低いと考えられます。そこで、前年度の所得が118万円以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

20歳を迎えたときや、4月になったら、学生納付特例の申請をしてください。手続き先は、お住まいの市町村役場や社会保険事務所です。確認書類として、学生証が必要となります。

今年度からは、前年度に学生納付特例制度の承認を受けている方で、引き続き今年度も在学中と考えられる方を対象に、4月初旬に社会保険庁から申請ハガキを送付します。必要事項を記載の上返信いただくことにより、簡単に申請ができるようになります。

申請は4月末までをお願いします。

なお、前年度在学されていた学校等に変更のある方、そして、はがきが届かない方は、お手数ですが、福祉課（☎54-2019）で手続きをしてください。



②保険料は追納できます

法律により納付が免除された期間や、経済的に納付が困難な場合の申請免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間の保険料は、過去10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。追納することにより、将来受け取る年金額を増やすことができます。

平成20年度中に追納するときは、平成17年度以前の保険料には、経過した年数に応じて加算があります。保険料追納のお申し込みは、和歌山県社会保険事務所（☎073-474-1800）へお申し込みください。

いじめ相談ホットライン

町教育委員会では「いじめ相談ホットライン」を開設しています。「いじめ」に関する悩みや相談があれば、お気軽にご利用ください。

- 利用時間 平日（午前9時～12時、午後1時～5時）
- 電話番号 ☎54-2340



と

えもんが4月1日より営業



玉川峡沿いに建つ農林総合研修センター「さえもん」が4月1日から営業を開始します。

地元で生産される農林産物、山菜、木工製品などの販売、また休憩等にもぜひご利用ください。

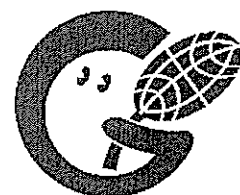
■問い合わせ 農林総合研修センターさえもん
（☎54-3800）

緑

の募金でふせごう地球温暖化

4月15日～5月14日は「みどりの月間」です。緑の募金運動にみなさまのご協力をよろしくお願いします。

九度山町緑化推進会



緑の募金

犬の登録と 狂犬病予防集合注射

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は年1回受けなければなりません。次の日程で実施致しますので、犬を飼っている方は必ず受けてください。

また、すでに犬の登録を済まされている方に対しては通知書（狂犬病予防注射接種通知書兼現況届受付票）を郵送しますので、注射当日に、裏面の問診及び飼い主の署名欄を必ず記入のうえ、お持ちください。

●手数料（1頭分）

- ・犬の登録手数料 3,000円
- ・狂犬病予防注射手数料 3,120円

（手数料は当日おつりのないようお願いします）

【注意】①注射に来られるときは、犬を押さえられる方が来てください。②犬は健康体であることが前提です。③まれに予測不可能な副反応を起こす場合があります。

月 日	時 間	場 所	
4月22日(火)	9:30～9:40	東郷出合い	
	9:45～9:55	野平集会所前	
	10:00～10:10	久保小学校前	
	10:20～10:30	北又児童会館前	
	10:55～11:10	丹生川小学校下	
	11:20～11:30	田摩福岡様宅前	
	13:00～13:20	河根児童館前	
	13:30～14:00	繁野集会所前	
	14:10～14:50	梅林児童公園	
	14:55～15:15	松田自転車店様前	
	4月23日(水)	9:30～9:45	料金所跡前
		9:55～10:05	笠木児童会館前
10:15～10:30		上古沢児童館前	
10:35～11:00		中古沢梅村様前	
11:05～11:40		下古沢消防器具庫前	
13:00～13:40		元入郷撰果場前	
13:45～14:10		慈尊院児童館前	
14:15～14:30		西島撰果場前	
14:40～14:55		九度山交番前	
15:00～15:20		旭集会所前	
4月24日(木)		9:30～10:10	高野下駅前
		10:15～10:25	瀬間横手様宅前
	10:30～10:45	広良旧ひ撰果場前	
	10:50～11:10	広良農業会館前	
	11:15～11:45	松山食料品店様前	
	13:00～13:30	NTT前	
	13:35～13:50	南都銀行跡前	
	13:55～14:10	紺作様跡前駐車場	
14:20～15:00	ふるさとセンター前		

◇4月のほけん行事予定表◇

【問い合わせ】 保健師 (☎54-2019)

●母子保健

事業名	日時	対象
乳児健診	4月21日(月) 13:00~14:00	平成19年9月~12月生まれ
10ヶ月、12ヶ月児健康相談	4月28日(月) 13:30~14:30	平成19年4月、6月生まれ
2歳児健康相談	4月28日(月) 13:30~14:30	平成18年4月生まれ
三種混合予防接種	4月10日(木) 13:30	生後3~90ヶ月まで(BCG接種済みの乳幼児) 第1期初回 3~8週間間隔で3回接種します 第1期追加 初回3回目から1年後に1回接種で完了
MR(麻疹・風疹)予防接種【1期】	4月10日(木) 14:00	1歳~1歳11ヶ月児【1回接種】
MR(麻疹・風疹)予防接種【3期】	4月9日(水) 14:00	平成7年4月2日~平成8年4月1日生まれ 【1回接種】
ポリオ予防接種	4月17日(木) 13:30~14:30	2回の接種を完了していない生後90ヶ月までの乳幼児。(今月、MRワクチンを接種した乳幼児は受けられません)

※場所はふるさとセンターで、いずれも母子健康手帳をお持ちください。

●健康教室

事業名	日時	内容
脳トレーニング教室	4月11日(金) 11:00~13:00	脳トレーニングゲーム、昼食 ※申込先は保健師(予約及び昼食代が必要)
糖尿病教室	4月25日(金) 12:00~	昼食と血糖検査、栄養士による講義 ※申込先は保健師(予約及び昼食代が必要)

※場所はいずれもふるさとセンターです。

●健康相談

月日	時間	場所
4月14日(月)	9:00~9:30	下古沢児童館
28日(月)	10:30~11:00	青洲へき地集会所
	13:30~14:30	ふるさとセンター
5月1日(木)	10:30~11:00	久保集会所
2日(金)	10:30~11:00	野平集会所
	13:30~14:30	上古沢児童館
7日(水)	13:30~14:00	河根児童館

麻疹・風疹予防接種 【第3期・第4期】の実施について

予防接種法の一部改正により、平成20年4月より5年間の限定で、麻疹・風疹予防接種の対象者に「第3期(中学1年生の年齢に相当する方)」と「第4期(高校3年生の年齢に相当する方)」が追加されます。
なお、接種の対象となられる方には、接種方法等、個別にお知らせいたします。

平成20年度の健康診査について

①特定健康診査・特定保健指導が はじまります

平成20年度から、これまで町がおこなっておりました基本健康診査が、特定健康診査・特定保健指導となります。

従来の健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっておりましたが、本年度からは、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となります。

また、特定健康診査の開始は5月中旬を予定しております。対象者・受診方法等がかわりますので、各戸配布の『平成20年度健康診査のご案内』をご覧ください。

②各がん検診について

各がん検診は、平成19年度と変更ありません。

③国保・社保人間ドックについて

対象者が変わります。平成20年度末で30歳以上40歳未満の方となります。申込方法等は、今後広報等でお知らせいたします。

④生活機能評価記録票について

高齢になると生活機能は低下してきますが、適切な対策を行うことによって健康で活動的な生活を維持することができます。そのために今の自分の状態を知り、生活機能に衰えがないかチェックするのが「生活機能評価」です。

65歳以上の要介護・要支援の認定を受けていない方を対象に行います。特定健康診査等を受けられるときに、介護保険被保険者証を提出してください。

※お問い合わせ先は、①~③については住民課保健衛生係(☎54-2019)、④については福祉課介護保険係(☎54-2019)です。

メタボリックシンドローム チェック

次の【1】に加えて、【2】~【4】のうち2つ以上に該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。

【1】内臓脂肪の蓄積

(へその高さの腹囲を測る)

- 男性 85cm 以上
- 女性 90cm 以上

【2】脂質異常

- 中性脂肪 150mg/dl 以上
 - HDLコレステロール 40mg/dl 未満
- のいずれかまたは両方

【3】高血圧

- 最高血圧 130mmHg 以上
 - 最低血圧 85mmHg 以上
- のいずれかまたは両方

【4】高血糖

- 空腹時血糖値 110mg/dl 以上
- (ヘモグロビンA1c 5.5%以上)



まちの行事予定表

< 4月6日～4月21日 >

日	曜	行事予定 (時間・場所など)
6	日	●こいのぼりの丹生川渡し [4月6日～5月10日] ●春の全国交通安全運動 [4月6日～15日]
7	月	
8	火	◆空カン・空ビン分別収集日【梅林・梨の木】 ●入学式【九度山小・河根小・九度山中】 ●入園式【河根幼稚園】 ■心配ごと相談 (13:30～16:00)
9	水	●入園式【九度山幼稚園】 OMR予防接種【3期】(14:30～15:00)
10	木	○三種混合予防接種 (13:30) OMR予防接種【1期】(14:00)
11	金	○脳トレーニング教室 (11:00～13:00)
12	土	
13	日	◆不燃物ごみ収集日【河根・繁野・河根峠・硯水・梨の木】
14	月	◆ペットボトル・プラスチック類分別収集日 【広良・梅林・グリーンヒル・梨の木・わかくさ・椎出・長坂・下古沢・中古沢・上古沢・笠木】
15	火	■行政相談 (13:30～16:00)
16	水	
17	木	○ポリオ予防接種 (13:30～14:30)
18	金	
19	土	
20	日	◆不燃物ごみ収集日【入郷・慈尊院・西島】
21	月	◆ペットボトル・プラスチック類分別収集日 【旭・入郷・慈尊院・西島】 ○乳児健診 (13:00～14:00)

< 4月22日～5月5日 >

日	曜	行事予定 (時間・場所など)
22	火	●犬の登録と狂犬病予防集合注射
23	水	●犬の登録と狂犬病予防集合注射
24	木	●犬の登録と狂犬病予防集合注射
25	金	○糖尿病教室 (12:00～)
26	土	
27	日	◆不燃物ごみ収集日 【梅林・広良・わかくさ】
28	月	○10ヶ月・12ヶ月児、2歳児健康相談 (13:30～14:30)
29	火	昭和の日 ●紙遊苑企画展『民芸和風展』 (4月29日～5月6日)
30	水	★軽自動車税の納期限 ★水道・下水道・集落排水3月分納期限
1	木	
2	金	
3	土	憲法記念日
4	日	みどりの日 ●真田まつり【ふれあい広場】 (10:00～16:00 町民総合運動場)
5	月	こどもの日 ●真田まつり 【ふれあい広場】 (10:00～16:00 町民総合運動場) 【武者行列】 (13:00～ 町民総合運動場→真田庵)

●：行事 ○：保健関係 ■：相談関係
◆：ごみ関係 ★：税関係
[○と■との場所は、ふるさとセンターです。]